



第 1 章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26となり、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行がみられました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されました。

以上のような動向を踏まえ、国では結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略が取りまとめられました。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

本市では、平成17年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）は、前期計画の最終年度を迎えた今、子どもの健やかな成長と子育て環境のより一層の充実を図るため、平成22年度からの5年間を計画期間として策定しました。

また、後期計画の策定にあたっては、市民アンケートや前期計画の検証を行うとともに、行政各般の横断的な組織や、子育て支援団体・関係機関、事業者などで構成する次世代育成支援対策協議会で協議を重ね、市民と行政が協働で進める次世代育成の指針となる計画として策定したものです。



2 これまでの国の施策

国は、平成2年の「1.57ショック」以来、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に「エンゼルプラン」を策定、平成11年度を目標として保育サービスの充実が進められてきました。平成11年のエンゼルプラン見直しでは、保育サービスだけでなく、雇用、母子保健等の事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定されました。

平成14年にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の取り組みが保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取り組むべきとし、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年から施行しています。

平成18年には、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充」という2点が重視されました。

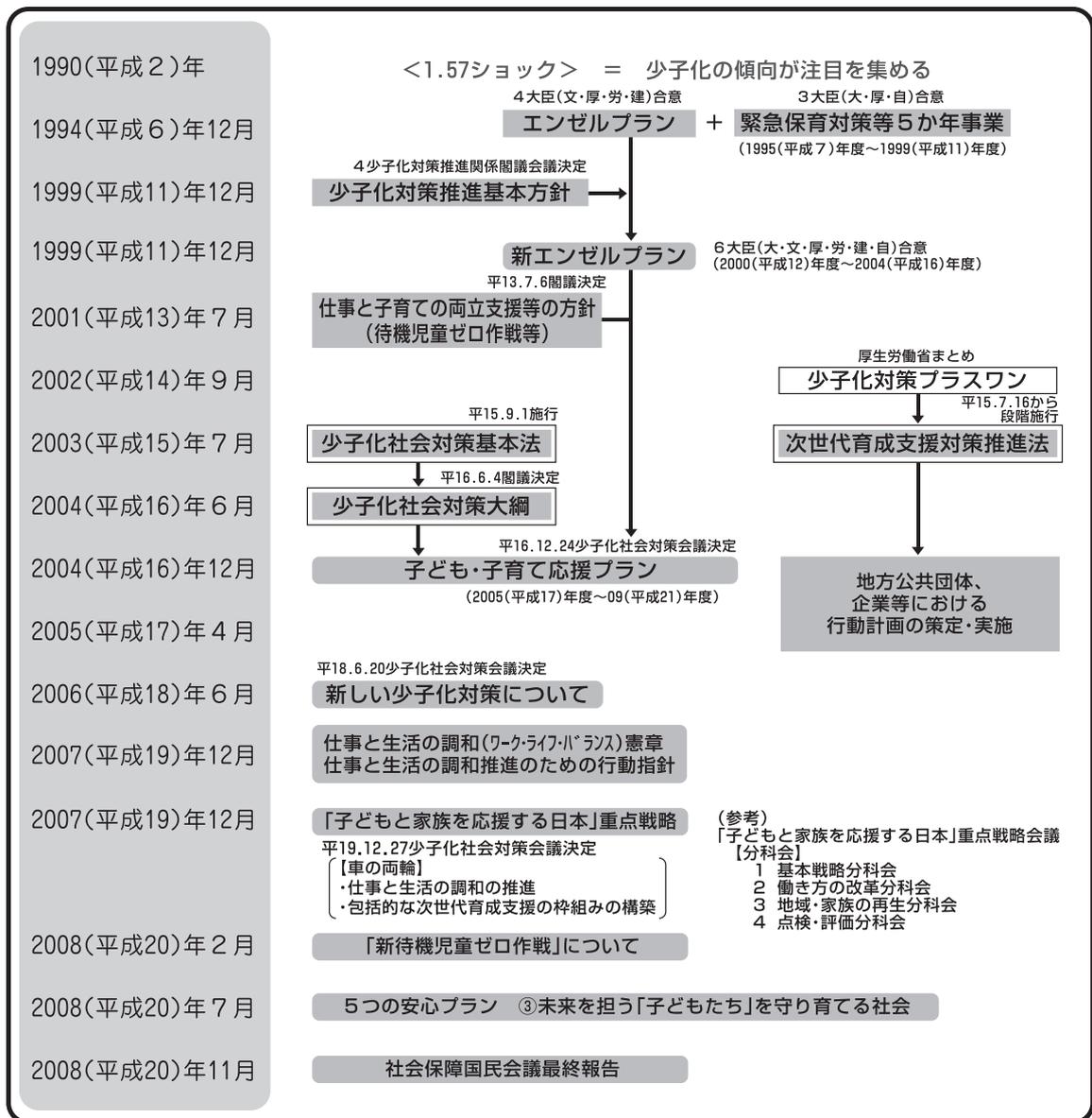
その後、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、重点戦略に反映されています。

また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という2つの課題が示され、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成20年11月に可決され、同年12月に公布されました。

平成14年度から都市部の保育所待機児童を解消するために推進された「待機児童ゼロ作戦」により、受け入れ児童数を引き上げるなどの対策を進めてきましたが、待機児童数は平成20年度に1万9,550人と5年ぶりに増加しました。そのため、国では希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現のため「新待機児童ゼロ作戦」を掲げ、今後10年間において保育のサービスの質と量の充実・強化に取り組むこととなりました。

平成20年7月には、緊急に対策を講ずべき5つの課題について「社会保障強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」を取りまとめました。5つの課題のうちの1つの柱である『未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会』の実現に向けて「保育サービス等の子育てを支える社会基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進する施策が盛り込まれています。平成20年1月には国民が希望と安心の持てるような社会保障制度のあり方という観点から社会保障国民会議が設置されており、同年11月の最終報告では、子育て支援の社会的基盤の充実に関する視点が示されました。

少子化対策の経緯



資料：平成21年版少子化社会白書

3 国の動向

(1) 次世代育成支援対策推進法の改正

地域や職場における子育て支援を充実させるため、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成21年4月に施行されました。これにより、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について、事業主が策定する「一般事業主行動計画」は、301人以上の企業については、都道府県労働局への届出だけでなく、公表・従業員への周知についても義務づけとなりました。



また、平成23年4月1日からは、101人以上の企業についても、行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知が義務となります。

仕事と家庭の両立支援に関する行動計画の策定・届出企業の範囲拡大

企業規模	従来	平成23年4月1日以降
301人以上	義務	義務
300人以下101人以上	努力義務	義務
100人以下		努力義務

行動計画の公表及び従業員への周知徹底

企業規模	従来	平成21年4月1日以降	平成23年4月1日以降
301人以上	規定なし	義務	義務
300人以下101人以上		努力義務	義務
100人以下			努力義務

行動計画策定指針についても、市町村行動計画の策定に当たっての基本的な視点に、「仕事と生活の調和の実現の視点」が追加されています。

(2) 子ども・若者育成支援推進法

児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化や、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化などの状況に対応するためには、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が公布され、平成22年4月に施行することが定められています。

「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的としています。

この法律では、乳幼児期から30歳代までを広く対象としています。

4 計画の位置づけ

(1) 計画策定の義務

「次世代育成支援対策地域行動計画」は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務づけられた計画となっています。

(2) 具体的な定量的目標の設定と事後評価の必要性

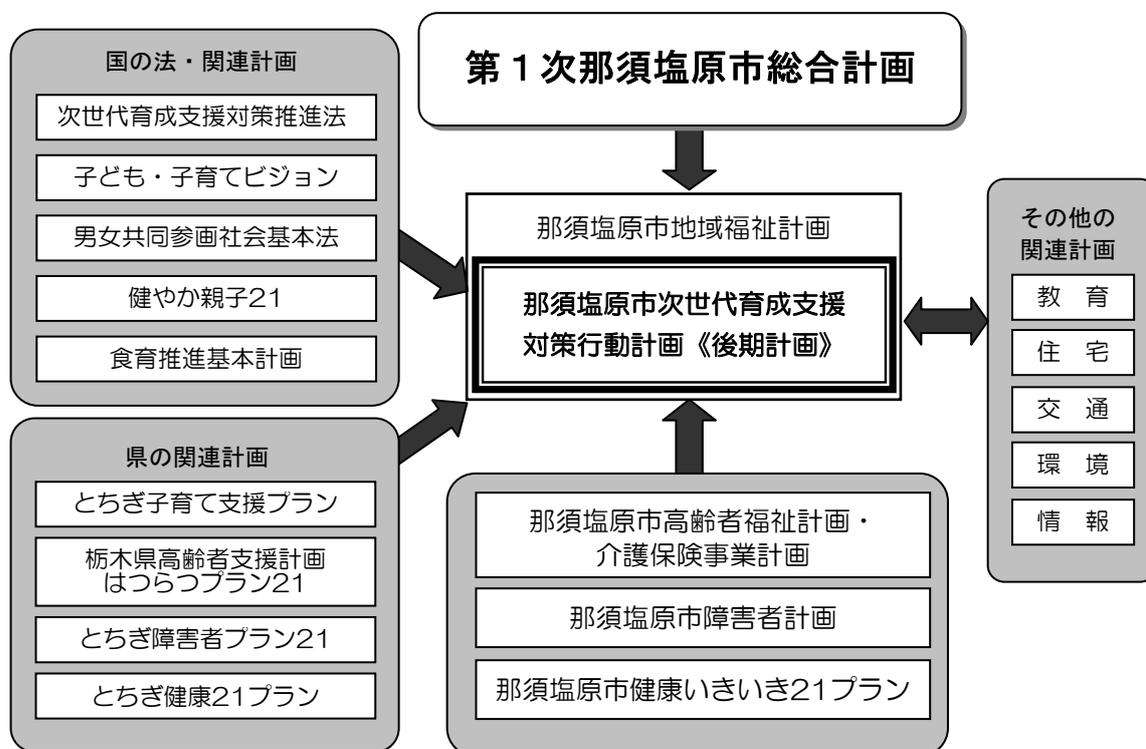
計画の期間は5年を一期として、この間に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされているとともに、その達成状況の検証などの事後評価とその結果の公表が求められています。

(3) 後期計画の位置づけ

次世代育成支援対策行動計画は、次世代を担う若い世代の支援を含む広義の「子育ての社会化」を目指すものであり、あらゆる行政施策を子育ての面から見直し、統合した行動計画として位置づけられています。本市においては、平成17年3月に前期計画を策定し、その後の社会・経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために見直しを行い、後期計画を策定しました。

5 他計画との調和

後期計画は、本市の全体的な計画である「第1次那須塩原市総合計画」に基づく「地域福祉計画」の部門別の計画として、前期計画を引き継ぐとともに、その他の法令等の規定により、次世代育成支援に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。





6 計画の期間

次世代育成支援対策行動計画は5年を一期として策定するものとされており、最初に策定した前期計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としています。後期計画は、前期計画に係る必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間とします。

